

平成29年第1回那珂川町議会定例会

議事日程(第3号)

平成29年3月6日(月曜日) 午前10時開議

- | | | | |
|--------|----------|--|--------|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 | 人権擁護委員の推薦意見について | (町長提出) |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 那珂川町工場立地法準則条例の制定について | (町長提出) |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 那珂川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 那珂川町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 那珂川町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 那珂川町職員定数条例及び那珂川町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 那珂川町個人情報保護条例及び那珂川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 10 | 議案第 10 号 | 那珂川町税条例等の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 11 | 議案第 11 号 | 那珂川町生活支援ホームヘルパー派遣事業の実施に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 12 | 議案第 12 号 | 那珂川町子ども・子育て会議条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 13 | 議案第 13 号 | 那珂川町放課後児童クラブ条例及び那珂川町放課後児童クラブの実施に関する条例の一部改正について | (町長提出) |

- 日程第14 議案第14号 那珂川町子育て支援センター条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第15 議案第15号 那珂川町公民館条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第16 議案第16号 那珂川町図書館条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第17 議案第17号 那珂川町体育施設条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第18 議案第18号 那珂川町山村開発センター条例の廃止について (町長提出)
- 日程第19 議案第19号 平成28年度那珂川町一般会計補正予算(第5号)の議決について (町長提出)
- 日程第20 議案第20号 平成28年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第2号)の議決について (町長提出)
- 日程第21 議案第21号 平成28年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の議決について (町長提出)
- 日程第22 議案第22号 平成28年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の議決について (町長提出)
- 日程第23 議案第23号 平成28年度那珂川町介護保険特別会計補正予算(第2号)の議決について (町長提出)
- 日程第24 議案第24号 南那須地区広域行政事務組合理約の変更について (町長提出)
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	鈴木 繁 君	2番	石川 和美 君
3番	佐藤 信親 君	4番	益子 輝夫 君
5番	大森 富夫 君	6番	益子 明美 君
7番	大金 市美 君	8番	岩村 文郎 君
9番	川上 要一 君	10番	阿久津 武之 君
12番	石田 彬良 君	13番	小川 洋一 君
14番	塚田 秀知 君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫君	副町長	岡由樹夫君
教育長	小川浩子君	会計管理者 兼会計課長	田村正水君
総務課長	橋本民夫君	企画財政課長	佐藤美彦君
税務課長	稲澤正広君	住民生活課長	鈴木真也君
環境総合推進 室長	鈴木雄一君	健康福祉課長	立花喜久江君
子育て支援 課長	小川一好君	建設課長	穴山喜一郎君
農林振興課長	坂尾一美君	商工観光課長	板橋了寿君
総合窓口課長	薄井桂子君	上下水道課長	田代喜好君
農業委員会 事務局長	大森新一君	学校教育課長	薄井健一君
生涯学習課長	笹沼公一君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	高林伸栄	書記	岩村房行
書記	長家佳奈子	書記	岡多恵子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（塚田秀知君） ただいまの出席議員は13名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（塚田秀知君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しましたとおりでありますので、ごらん願います。
-

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（塚田秀知君） 日程第1、議案第1号 人権擁護委員の推薦意見についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

- 町長（福島泰夫君） 皆さん、おはようございます。

先週は2日間にわたりまして一般質問、貴重なご提言等本当にありがとうございました。
本日から議案の審議をしていただきますので、よろしくお願いいたします。

ただいま上程されました議案第1号 人権擁護委員の推薦意見について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員として、現在ご活躍いただいております藤田悦子氏は本年6月30日をもって、任期が満了となります。藤田様には平成23年7月1日から2期6年間の長きにわたり、大変熱心にその職責を果たしてこられ、人権擁護活動にご尽力をいただいているところであり、改めまして、感謝と敬意を表する次第であります。

このたび、同氏の任期満了に伴い、慎重に人選を進めてまいりました結果、後任者として、山口雅夫氏を人権擁護委員に推薦したいと考えております。山口様は町立小川小学校校長を最後に教職を離れましたが、人望厚く、人格、識見とも申し分なく、専門的な分野であることから現在は適応指導教室レインボーハウスの教育相談員として勤務されておりますが、本年3月をもって退任されると伺っております。

人権擁護委員の推薦に当たっては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと定められておりますことから、ご提案申し上げ、議会のご意見をいただきました上は法務省にご推薦申し上げたいと存じます。

なお、参考までに現在、当町の人権擁護委員は長山宣弘氏、石川周一氏、大金典夫氏、薄井秀雄氏、渡邊恵子氏、川俣まゆみ氏と、今回お願いいたします山口雅夫氏の7名であります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 人権擁護委員の推薦意見については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第2、議案第2号 那珂川町工場立地法準則条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第2号 那珂川町工場立地法準則条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、工場立地法の一部改正を含む第6次地方分権一括法が平成29年4月1日から施行されることに伴い、工場立地法に規定されている緑地や環境施設の面積率につきまして、国の定める基準にかえて町独自の基準を定めることが可能となったことから、制定するものであります。

このことにより各工業団地における緑地面積率、環境施設面積率の基準緩和により敷地のより有効的な活用が可能となり、企業立地が促進されるとともに、町産業の振興が図られると考えております。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塚田秀知君） 商工観光課長。

○商工観光課長（板橋了寿君） それでは補足説明を申し上げます。

2枚目の参考資料をごらんください。

愛宕原、新宿平、大平、松野、明神平の各工業団地内の特定工場の緑地面積等については国が定める基準にかえて、町独自で基準を設けることが可能となりました。基準を緩和することで、企業の新たな設備投資や生産能力向上につながることや効率的な土地利用が可能となり、雇用機会の拡大などにも資するものと思っております。

まず、第1条は趣旨で、国が定めている工場立地法に基づく規定により、特定工場の緑地面積及び環境施設面積について、国で公表した準則にかえて適用すべき準則及び区域を定めることができることになったのであります。

特定工場とは製造業、電気供給業などに属するもので、敷地面積が9,000平方メートル以

上、建築面積が3,000平方メートル以上が該当いたします。

第2条は、定義で用語の意義を工場立地法で規定している例によるものと定めたものでございます。

第3条は区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合の規定であります。

まず、(1)対象区域であります。愛宕原、新宿平、大平、松野、明神平工業団地でありまして、対象工場は(2)の表のとおりであります。

(3)緑地面積率及び環境施設面積率であります。緑地面積率の敷地面積に対する割合は100分の5以上、環境施設面積の敷地面積に対する割合は100分の10以上と定めたものであります。

第4条は緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法を定めたもので、芝等で緑地化された駐車場を設置した場合や建築物屋上等の緑地施設の面積率について定めたものであります。

附則につきましては、施行期日を平成29年4月1日、また、経過措置は現在の工場立地法が施行される以前に建設された工場の取り扱いについて規定をしております。第3条に規定された区域と同様の率での運用となるよう定めたものであります。

以上で、補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 町内には各地に工業団地が散在しているわけですが、この条例を見ますと、特に環境施設というのが、私どもに、関係するといったらどうですかね、見たところ、工業団地内を見ますと、一体、環境施設というのはどういうふうなものになっているのかと、こういう疑問を持つわけですが、それぞれの具体的な施設というのは、どういうふうなものになっているか、1点伺っておきたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 商工観光課長。

○商工観光課長（板橋了寿君） 環境施設であります。中には森林とか木とかそういう部分もあるし、あと、ため池などもありますし、テニスコートなどもつくっている場所もあるようでございます。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 私の近くには大平工業団地がございます。近くにはこの明神平というところもありますけれども、中に入って詳しく見たわけじゃないですけれども、働く人たちが憩いの場、あるいは利用できるというような施設というのがあったらいいんじゃないかなと思うわけなんですけれども、そういったことを考えてみまして、環境施設というのは具体的にそういった働く人たち、あるいはそこの工場に用があってもなくてもその行ってみて、こういったところで働くにはこういう環境施設があるのかなというのかなということでもって、非常にその感じのよいものに受けとめられるようなそういうものがあってもいいというふうなことをつくづく感じていたんですけれども、改めて、こういった条例が出されてきた場合に本当に具体的な施設、例えば、具体的な工場を挙げれば、その意見ということが見受けられますけれども、他の工場で余り環境施設というのは私は余り見て、見落としているのかもわかりませんが、その具体的な施設というのが本当に見当たらないんですけれども、この各工業団地内にあります対象工場、これらはどういう、先ほどの吉野工業の例で挙げましたけれども、他の工場においてはどういうふうなものになっているか、ちょっとお示しをお願いしたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 商工観光課長。

○商工観光課長（板橋了寿君） 第3条関係で、対象工場に関しましては25%以上はそういう緑地化というか、そういう形になっているわけですね、現在。内容的には植樹とか先ほど申し上げましたように池とかテニスコートとかそういうものでも対応ができるということでございます。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 池はその吉野工業に見受けられるんですけれども、ほかの工場のことを先ほど聞いたんです。

○議長（塚田秀知君） 商工観光課長。

○商工観光課長（板橋了寿君） ほかの工場に関しても25%以上は緑化されているはずでございます。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

○6番（益子明美君） 緑地面積及び環境施設面積率を町独自のものとして条例化できるということで、その根拠ですね、100分の5以上、また100分の10以上とした根拠をまずお伺いしたいと思います。

そうすることによって、現在ある対象工場が工場の面積を拡大できるという利点があると

思うんですが、現在そういった方向に工場が動くという可能性というのかな、工場を拡大する計画などあるのかどうか、あわせてお伺いいたします。

○議長（塚田秀知君） 商工観光課長。

○商工観光課長（板橋了寿君） その例ですが、県内の恐らく町でもほとんど県内全町といますか、ほとんどがこの条例というか、そういう制定をされることになると思います。

当町においても、国で定められた範囲内で、ほかの市町村の例も参考にしたり、考慮しながら当町に見合った面積率というものを定めたものであります。

それから、現在あるのかどうかということですが、特にそういう大きな動きはないんですけども、やはり25%という規制になりますと、例えば、ちょっと少し増築した場合にもこの条例が、国の工場立地法がかかわってくるということで、かなり大変だという話は聞いております。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

○6番（益子明美君） 県内の情勢とかいろいろな面で考慮されて、この面積率というのを出されたと思うんですが、当町の場合は周りを里山とか森林とか環境面ではそういった部分で補完できるようなことも考えられるので、この面積率を他市町よりも有効活用できるような形で定めることによって、工場誘致をさせていけるのかなというふうな考えもあるかと思うんですが、そういった点はお考えにならなかったのかどうか、1点お伺いします。

○議長（塚田秀知君） 商工観光課長。

○商工観光課長（板橋了寿君） 今回の場合、条例改正は農村地域工業等導入促進法によって、誘致された企業の工場敷地、それに対しての条例改正ということでございます。

ほかの市町村、都市計画が実施されていますので、そちらによってはやっぱりその都市計画の工業地域というか、そういうところを指定するという市町村もあるようでございます。

○議長（塚田秀知君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（塚田秀知君） ないようですので、これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 那珂川町工場立地法準則条例の制定については、原案のとおり決することに

異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号～議案第6号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第3、議案第3号 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、日程第4、議案第4号 那珂川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、日程第5、議案第5号 那珂川町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について、日程第6、議案第6号 那珂川町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、以上4議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第3号 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、議案第4号 那珂川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第5号 那珂川町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について及び議案第6号 那珂川町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

昨年11月25日に地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業と育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案が可決、成立したことにより、本町においても育児または介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため関係する条例を改正するもの、また、地方公務員法の改正による条ずれ及び条項の追加を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 補足説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告等による国家公務員にかかわる関連法の改正を踏まえ、地方公務員の育児休業、介護休業等に関する法律及び地方公務員法改正に伴う関係条例の改正であります。

主な改正内容につきましては、議案書第6号の後ろに参考資料を添付してありますので、参考資料により説明をさせていただきます。

まず、議案第3号 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正ですが、第3条第4項は対象となる子の範囲に特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子などを加えることを規定するもの。

第8条の3第4項は引用条項の整理及び読替準用する介護する職員の範囲を規定するものであります。

第11条は休暇の種類に介護時間を追加するもの。

第15条第1項は介護休暇を3回に分割して、6カ月を超えない範囲で取得できることを規定及び第2項は文言の整理であります。

第15条の2は条項の追加であり、連続する3年の期間内に介護時間を取得できることを規定、介護のため、1日につき2時間を超えない範囲で勤務しないことができることを規定。介護を取得した際、勤務しない時間当たりの給与を減額することを規定するものです。

第16条は条ずれによる引用条項の改正、第17条は介護時間を追加するものです。

別表第1は11項の保育のための休暇の子の範囲を国家公務員に倣い、生後3年から生後1年に達しない子に改正し、対象となる親の範囲に特別養子縁組の監護期間中の親族及び養育里親を加えることを規定するものです。

第15項は第15条第1項の改正に伴う文言の整理をするものです。

附則は施行期日を平成29年4月1日とし、あわせて、改正前に承認を受けた介護の休暇の経過措置を規定するものです。

次に、議案第4号 那珂川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてですが、第2条第3号は、養育する子の年齢要件を1歳から1歳6カ月に改正し、条ずれによる引用条項の改正及び文言の整理をするものです。

第2条の2は、条例で定める者を養育里親である職員に委託されている児童と追加規定。

第2条の3は条ずれによる改正及び第3号の文言の整理。

第2条の4は条ずれによる改正。

第3条第1号は文言の整理、第2号は育児休業承認を取り消す場合を追加規定、第3号から第8号は項ずれによる改正をするものです。

第10条第1号は文言の整理。第2号は育児休業法第10条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情を追加規定。第3号から第7号は項ずれによる改正をするもの。

第22条第2項及び第3項は部分休業を取得できるものに介護時間の承認を受けた職員を追加するものです。

附則は施行期日を公布の日からとするものです。

次に、議案第5号 那珂川町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正についてですが、第1条及び第5条は、地方公務員法の改正に伴う引用条項のずれを対応する条項に改正するもの。

第6条の2は配偶者の外国での勤務が配偶者同行休業期間満了後も引き続く場合を再度延長ができる特別の事情と追加規定するものです。

附則は施行期日を平成29年4月1日とするものです。

最後に、議案第6号 那珂川町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてですが、議案第3号及び議案第4号と同様に技能労務職員についても改正を行うもので、第16条第2項は対象となる子の範囲に特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子などを加えることを規定。

介護のため、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことができることを規定、介護休暇を3回に分割して、6カ月を超えない範囲内で取得できることを規定。介護時間を取得した際、勤務しない時間当たりの給与額を減額することを規定するものです。

附則は施行期日を平成29年4月1日とするものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、益子輝夫君。

○4番（益子輝夫君） この改正なんですけど、正職員は当然だと思うんですけども、臨時職員とかそういう臨時雇用した職員に対しては適用できるかどうか、その辺を伺いたいというふうに思います。また、その理由について伺いたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 本条例の改正は一般職員及び技能労務職員に関する改正でございます。臨時職員にかかわるものではございません。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

○4番（益子輝夫君） 臨時職員には伴わないということなのですが、同じ職員として、全く同じようにといたなくても、現場で働いている人ですから何とかそれなりの待遇、処遇は私はずべきだというふうに思うんですが、その辺はどう考えていらっしゃるか伺いたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 国の法律上、そのような改正があれば、同じような対応をさせていただきますと思っています。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

○4番（益子輝夫君） 国の法律といえば、それまでなんですけれども、そういう中でもいろいろ今、非正規雇用とか臨時雇用されている職員が非常に差別的なあれを受けているとか、そういう同じ仕事やって、同じ時間働いて、賃金の問題でも格差があるという点で処遇はその国に幾ら決めても、その町の問題でもあると思いますので、その方向で少しでも臨時職員に対する待遇の改善をお願いして要望して、終わります。

○議長（塚田秀知君） ほかに質疑はございませんか。

5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 職員の勤務時間、休日及び休暇の改正条例という第3号について伺います。

現在、職員におきましては育児休業及び介護休業、こういうものに関しまして人数や苦情等、こういった人数については総務課長に伝えていると思いますけれども、苦情等こういったものが寄せられているのかどうか、こういったことでの実態について、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 現在、実態といたしましては育児休業の職員はいらっしゃいます。すみません、手持ちに人数は持ってきておりませんので、後日おいでいただければ、お示しができると思います。

介護休暇の職員は現在おりません。

それと、その育児休業取得職員に対する苦情は今のところございません。育児休業の取得

に関しましては、その手立てとして臨時の雇用を手立てをしております。そのような現状になっております。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 育児休業の方がいらっしゃるということで、対応としては臨時職員ということで対応していくということなんですけれども、この休業と休暇というのがありますね。この分け方ですけれども、その整理というのは、わかりやすく説明を受けたいというふうに思います。そこをよろしくお願いします。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 通常の場合、休業といいますと、町のほうから給与を支給しない場合が育児休業、それから、休暇の場合はそれぞれの事情に応じてそれぞれの種類の休暇がございます。例を挙げるとすれば、年次有給休暇、これは名前のとおり、給与を支給された中での休み、それから特別休暇等もございます。そういう意味で一くくりには言えませんが、休業は給与が支給されないもの、休暇は給与が支給されるものというような区分になるかと思えます。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 休暇に介護時間を加えるということが今度の改正の一つにあります。これも含めまして、休業は給料を出さないと、休暇は給与を支給されるということでも振り分け方で、明確なことで一つ示されたわけですが、この実態は一体今どういうふうになっているのでしょうか。

〔「実態とは」と言う人あり〕

○5番（大森富夫君） 人数等です。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 先ほども申し上げましたとおり、介護に関する休暇はございません。休業もございません。

〔「答弁が違う」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 詳しい資料は持ちがございませんので、必要があれば総務課のほうへおいでいただければ、お示しができると思います。

○議長（塚田秀知君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。採決は1件ごとに行います。

議案第3号 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正については、
原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 那珂川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 那珂川町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 那珂川町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第7、議案第7号 那珂川町職員定数条例及び那珂川町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第7号 那珂川町職員定数条例及び那珂川町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は平成27年9月に農業委員会等に関する法律の一部が改正され、条項の追加が行われたことから那珂川町職員定数条例及び那珂川町証人等の実費弁償に関する条例における対応する引用条項のずれを改正し、施行期日を平成29年4月1日とするものです。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

※施行期日の訂正発言あり（P110）

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号 那珂川町職員定数条例及び那珂川町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第8、議案第8号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第8号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は平成29年4月から新たに認定こども園を開園することに伴い、保育士及び幼稚園教諭の職名の改正と副園長職を追加するものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 補足説明を申し上げます。

今回の条例改正は認定こども園法に基づき、保育士及び教諭の職名を保育教諭に統一すること及び副園長職を追加するものです。

改正箇所は議案書の改正前、改正後をごらんいただきたいと思いますと思いますが、別表2の等級別基準職務表中、1級（4）、2級（2）及び3級（5）の「保育士」を「保育教諭」に改正し、1級（5）、2級（3）及び3級（6）の「教諭」を削除するものです。

主任の職名は主幹となり、3級（2）及び4級（4）の「主任保育士」を「主幹保育教諭」に改正し、3級（3）及び4級（5）の「主任教諭」を削除するものです。

また、4級（1）及び5級（3）に「副園長」の職を追加するものです。

附則は施行期日を平成29年4月1日とするものです。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 名称変更ということで、主なものと法に基づいたものということなんですけれども、こういったことで内容的にも変化は出てくるだろうと思うし、実態的には給

与の変化というものが實際上、出てくるかと思えます。

具体的に給与の面で伺いますけれども、これはどのようなことになるでしょうか。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 冒頭申し上げましたように、職名の変更のみでございます。教頭職と同様に副園長職が入るという形で給与の面の影響はないと思っております。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 副園長が創設されますけれども、その点ではどうですか。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 副園長職は従来の教頭職と同様と考えております。

○議長（塚田秀知君） ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第9、議案第9号 那珂川町個人情報保護条例及び那珂川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第9号 那珂川町個人情報保護条例及び那珂川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

平成27年9月公布された個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日が平成29年1月に確定したことにより、関係条例において所要の整備を行うものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 補足説明を申し上げます。

議案書をごらんください。

今回は2つの条例を改正するものです。

第1条は那珂川町個人情報保護条例の一部改正であり、第2条第4項及び第21条の2における情報提供等記録の定義に番号法第26条において準用する場合を含むことを規定。また、21条の2の情報提供等記録等の訂正の実施をした場合の通知者に条例事務関係情報紹介者及び提供者を加えるものです。第28条第2項第1号は法改正に対応する引用条項を改正するものです。

次に、第2条は那珂川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正であり、第1条及び第5条とも法改正に対応する引用条項を改正するものです。

附則は施行期日を平成29年5月30日とするものです。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号 那珂川町個人情報保護条例及び那珂川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第10、議案第10号 那珂川町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第10号 那珂川町税条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

平成28年11月28日に公布されました社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令の施行に伴い、那珂川町税条例においても所要の改正を行うものであります。

今回の主な改正内容は個人町民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長、消費税率の引き上げの実施時期が平成31年10月1日に変更されたことに伴い、法人町民税の法人税割の税率引き下げの実施時期及び軽自動車税における環境性能割の導入時期等を変更するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 税務課長。

○税務課長（稲澤正広君） 補足説明を申し上げます

初めに、議案第10号につきましては、今回、新旧対照表方式としてではなく、改め方式での改正とさせていただきます。

これは第2条で、平成28年に行った那珂川町税条例の一部改正を行うものであり、附則の改正もあることから新旧対照表方式で表わすことが難しく、理解しにくいということと、総務省から通知されております市町村税条例（例）が改め方式であることから今回の改正は改め方式とさせていただきますので、ご理解くださるようお願い申し上げます。

なお、今回の改正では同時に2つの条例改正を行うもので、まず、一部改正の構成について説明いたしますので、議案書をごらんいただきたいと思っております。

第1条につきましては、現行の那珂川町税条例の改正を行うもので、第36条の2及び附則第7条の3の2の改正であります。

第2条につきましては、平成28年5月6日の臨時議会で専決処分の承認を得ました那珂川町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するもので、主に各規定の整備及び附則第16条の改正と各規定の施行期日の変更、経過措置及び適用年度の改正であります。

続きまして、お手元の議案書の最後に添付してあります参考資料、那珂川町税条例等の一部を改正する条例の改正概要により、具体的な改正内容を説明いたしますので、ごらんいただきたいと思っております。

1の改正理由と2の改正する条例名につきましては、説明を省略させていただきます。

3の条例の改正内容等について、ご説明を申し上げます。

第1条の改正内容であります。那珂川町税条例第36条の2につきましては、特定非営利活動促進法の一部改正により、仮認定特定非営利活動法人の名称を特例認定特定非営利活動法人へ変更する改正及び文言の整理、追加です。

次に、附則第7条の3の2につきましては、個人町民税における住宅借入金等特別税額控除の適用期限を平成31年から平成33年までの2年間延長するものです。

第2条の改正内容であります。改正第1条では消費税率の引き上げが平成31年10月1日に変更されたことに伴い、昨年5月の臨時会でご説明いたしました平成29年4月1日に施行であった法人町民税の法人税割の税率を現行の12.1%から8.4%に引き下げる改正規定、

軽自動車税の環境性能割の創設にかかわる改正規定及び現行の軽自動車税の種別割への変更にかかわる改正規定等をそれぞれ削除するものです。

次に、改正第1条中の附則第16条は軽自動車税のグリーン化特例の1年延長にかかわる規定を改正するものです。

続きまして、参考資料の2ページをごらんください。

改正第1条の2であります。法人町民税の法人税割の税率を引き下げる規定、軽自動車税の環境性能割の創設にかかわる規定及び現行の軽自動車税の種別割への変更にかかわる規定等をそれぞれ平成31年10月1日施行として整備するものです。

続きまして、改正附則の内容であります。改正附則第1条は法人町民税の法人税割の税率を引き下げる時期及び軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更となったことに伴い、施行期日を平成31年10月1日とするものです。

次に、改正附則第2条の2であります。法人町民税の法人税割の税率の引き下げの時期が変更となったことに伴い、適用となる事業年度の規定を整備するものです。

改正附則第3条の2は、軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更となったことに伴い、軽自動車税のグリーン化特例の1年延長にかかわる経過措置を法規定にあわせて新設するものです。

次に、改正附則第4条であります。軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更となったことに伴い、その適用年度を平成32年度に変更するものです。

最後に、今回の那珂川町税条例等の一部を改正する条例の附則についてですが、公布の日から施行とし、第1条の那珂川町税条例第36条の2第1項ただし書きの改正規定については、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行日からとするものです。

なお、今回の条例の改正前と改正後につきましては、新旧対照表をごらんいただきますようお願いいたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号 那珂川町税条例等の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第11、議案第11号 那珂川町生活支援ホームヘルパー派遣事業の実施に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第11号 那珂川町生活支援ホームヘルパー派遣事業の実施に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

介護保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、現在、町では平成29年4月より実施する新しい介護予防日常生活支援総合事業の構築に向け、作業を進めており、関連する条例の改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 補足説明を申し上げます

議案書をごらんください。

第2条派遣対象者の改正内容であります。介護保険法第40条に規定する介護給付及び第52条に規定する予防給付に、その裏面をごらんください。新たに第115条の45第1項第1号

に規定する第1号事業を加え、その他文言の整理をするものです。

よって、これにより介護保険法で規定する対象者は介護保険が優先となり、それ以外の方がこの事業の派遣対象者となります。

附則は施行期日を平成29年4月1日とするものです。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号 那珂川町生活支援ホームヘルパー派遣事業の実施に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第12、議案第12号 那珂川町子ども・子育て会議条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第12号 那珂川町子ども・子育て会議条

例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は認定子ども園の施設整備等が完了し、体制が整ったことに伴い、今まで暫定的に担当していた那珂川町子ども・子育て会議の庶務を健康福祉課から子育て支援課に移管するため、規定を改正するものです。

附則はこの条例の施行期日を定めたものです。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号 那珂川町子ども・子育て会議条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第13、議案第13号 那珂川町放課後児童クラブ条例及び那珂川町放課後児童クラブの実施に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第13号 那珂川町放課後児童クラブ条例及び那珂川町放課後児童クラブの実施に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は児童福祉法が改正されたことに伴い、那珂川町放課後児童クラブ条例及び那珂川町放課後児童クラブの実施に関する条例において、引用している条項の番号を改正するものです。

附則はこの条例の施行期日を定めたものです。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号 那珂川町放課後児童クラブ条例及び那珂川町放課後児童クラブの実施に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第14、議案第14号 那珂川町子育て支援センター条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第14号 那珂川町子育て支援センター条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は平成29年4月に開園しますひばり認定こども園内に子育て支援センターを設置するため、第2条の表に子育て支援センターひばりを追加するものです。

附則はこの条例の施行期日を定めたものです。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号 那珂川町子育て支援センター条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（塚田秀知君） 再開いたします。

◎発言の訂正

○議長（塚田秀知君） ここで、先ほどの答弁で訂正がありますの、総務課長の発言を許可します。

総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 大変申しわけありません。

議案第7号をちょっとお手数でもごらんいただきたいんですが、議案第7号の3ページ目、附則があります。施行期日を定める附則がございます。議案第7号の2枚目ですね。

提案理由の中では施行期日を平成29年4月1日ということで申し上げましたが、この議案書のとおり、施行期日は公布の日からということで、訂正をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第15、議案第15号 那珂川町公民館条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第15号 那珂川町公民館条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本町では社会教育法に基づく公立の公民館として、馬頭公民館と小川公民館の2館を設置しておりました。馬頭公民館につきましては、山村開発センターを公民館と位置づけていたところですが、

今回の改正は新庁舎の建設に伴い、山村開発センターの残り部分についても解体することから条例第2条の表中、那珂川町馬頭公民館の名称及び位置を削除するものです。

附則は施行日を定めたものです。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、益子輝夫君。

○4番（益子輝夫君） 今、提案された公民館の問題なんですけど、今まで2カ所に分かれていたわけですが、この開発センターがなくなって、公民館がなくなるということはわかるんですけど、馬頭地区の公民館がなくなるということになると思うんですけど、そういう点で馬頭地区の住民にとっては不便さもあると思うんですけど、その辺では今、既存の建物を利用するかそういうことは考えなかったのか。また、公民館の利用度について、説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹沼公一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

那珂川町の公民館に関しましては、とりあえず社会教育法で規定する公の公民館は一般的に1つということで、合併後、地域の実情に応じまして、旧小川地区と馬頭地区に2館あったわけです。

今回、開発センターの解体に伴いまして、1つになったわけなんですけれども、それまでサークルなどの活動は将棋のサークルや囲碁のサークル、また、補聴器などの業者などが説明会などで使っておりまして、そのほか町のほうの行政への会議などで使っておりました。

現在は、小川公民館や小川総合福祉センターなどを利用していただいて、十分活用されている状況でございます。

利用状況でございますけれども、当時の平成25年度の利用状況を申し上げますと、山村開発センター貸し館業務は公民館といいましても山村開発センターとして貸し館をしておりました。平成25年度は245件、延べ人数が4,183人、月平均にしますと20件、348人ということで、平成26年度が104件、1,053人、これは8月までの利用ということで、9月に一部解体しましたので人数が減っています。月平均が20件、そして、延べ人数が210人ということです。

ちなみに、小川の公民館の利用者数は平成25年度が605件、延べ人数5,483人、また、平成26年度が662件、6,251人、ここで途中、山村開発センターが解体されましたので、一時

利用者が伸びている状況でございます。

今後、馬頭地区の公民館の検討でございますけれども、これまで新庁舎建設に伴いまして、出張所等の位置の問題なども出ておりますので、それとあわせまして、これまでは十分な協議ができなかったことが現状でございます。

今後、出張所の位置等の問題、課題が具体化する中で一緒に検討していきたいと考えております。この検討に関しましては、社会教育委員とか公民館運営審議委員さんの意見を聞きながら進めていきたいと考えております。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

○4番（益子輝夫君） 事情は私もわかっているつもりです。でも、利用者である馬頭の住民の中からも、小川に行かなきゃならない、また、小川との集会とかが多くなっているという点で、そういう声も出ているので、十分に検討して、町民に説明をお願いしたいということ要望して終わります。

○議長（塚田秀知君） ほかに質疑はございませんか。

5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 今の課長の答弁の中の1つで、公民館は1町に1館だというような、私の聞き間違いではなければ、そういう答弁をしたと思うんですけども、それでは、これまでの経過としては1町に2館があったことについてはどういうことになるのかということ。

これは私は建物がなくなると、そういった公民館もなくしていいのかということにもなるんですけども、そういう課長の答弁の疑問点を答えていただいて、この特殊な状況のもとで、新たに公民館をどこかに設けるということをしなければ、分館として各地域にある公民館はそういう取り扱いだったというふうに思うんですけども、そういった関係につきましてもどういうことになるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹沼公一君） 先ほど、答弁の中で申し上げましたのは、社会教育法の中で規定する公立の公民館、それは一般的に1館であると。ただ、実情に応じて分館を設けることができるという規定もありますので、合併当時の両町の実情を鑑みまして、馬頭公民館、小川公民館というような2館を設けた状態となっておりますと考えております。

それで、先ほど、各地区の公民館のお話ですけども、これは自治公民館といいまして、正確には社会教育法でいう公民館ではなくて、地域の人たちが運営する公民館類似施設ということになっています。これは小川地区では29館、馬頭地区では18館、現在設置されてお

ります。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） また、答えていただけないのがちょっと残念です。

その建物がなくなっちゃうんだから、公民館もなくしちゃっていいのかという単純なこと
でいいのかということ聞いたんですけれども、その建物がなくなっちゃう場合には、じゃ、
公民館をなくすんじゃなくて、違うところにきちんと旧馬頭町民のためにもきちんと公民館
をつくっておくということを考えられなかったという点で伺ったんです。

○議長（塚田秀知君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹沼公一君） 先ほど、益子議員の質問の中でもお答えしましたけれども、
当時の新庁舎建設におきまして、役場の出張所の問題もありましたので、その出張所の問題
があり、不確定な要素もあったことから、はっきりとした確実な公民館の議論ができなかつ
た状況でございます。

例えば、現在ある小川公民館を中央公民館として、新しく別に小川の分館、馬頭の分館を
つくるか、そのつくる場合には使われていない空き家を利用するか、そういうところに
公民館機能をつけるか、そういったようないろんな意見もありますけれども、不確定な要
素がまだあったことから現在はとりあえず、小川公民館ということで、条例改正をさせてい
ただきまして、今後、出張所の話などが具体化する中で検討していきたいと考えております。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 町が統合しているわけです、那珂川町なんです。那珂川町でありなが
ら、小川と合併の特殊な事情でもって、馬頭と小川ということで2つの公民館があったとい
う特殊な事情があるんですけども、なぜ、これ名称を変えないのかというのも出てくると思
うんですね。建て物がなくなっちゃって、開発センターがなくなっちゃって、馬頭の公民館
がなくなるというなら、小川の公民館というのを那珂川の公民館というようなことで統一す
るというような新たなその町のこういう事情というのがあるわけだから、それにあわせた形
で、そういう動きもするべきではないのかなという、そういったことも検討されていないの
かということをお伺いします。

○議長（塚田秀知君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹沼公一君） 先ほどもお答えしましたとおり、役場出張所の課題なんかも
ありますので、そういうところで、具体的な協議には至っていませんでした。今後、その出張

所等の協議が具体化していく中で、一緒に先ほど、例えば、例で出したように中央公民館、小川分館、馬頭分館というような形も具体的に協議していきたいと考えております。

○議長（塚田秀知君） ほかに質疑はありませんか。

3番、佐藤信親君。

○3番（佐藤信親君） ただいまの課長の説明によると、まだ検討されていないと。当然、庁舎ができれば、解体というのはもう当然わかっているわけでございますよね。それがいまだに今後検討するという事は、わかっていながら何も対処しなかったということではないかなというふうに私は感じるんです、今の答弁を聞いていますとですね。当然、役場の開庁とあわせて、公民館をどのようにするのかというのをもうあらかじめもう検討しておくべきではないかなというふうに思うわけです。

先ほど、庁舎の出張所等についてということは、その出張所というのはどこなのか、その小川地区の出張所のことを言っているのか、それと、馬頭地区の公民館で私は関係ないのではないかなというふうに考えますので、その点についてお伺いしたいなというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹沼公一君） 先ほども例えばの例でお答えしましたけれども、出張所ができることによって、出張所に公民館機能を持たせるとか、そういったような意見も出てくる可能性もあることから、不確定な要素もあることから、十分な協議に至らなかったということとは現状でございます。

その出張所に関しましては、小川で出張所をつくるという話が出ているということは聞いておりますけれども、具体的なところはまだ聞いておりません。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

○3番（佐藤信親君） 何て言っているのかな、泥棒を捕まえて縄もじりという言葉ありますよね。そういうのが今の行政の実態の中にいっぱいあるわけです。

例えば、小学校の跡地をどうするかとか、そういうのについても全部閉鎖してから考える。当然、馬頭地区公民館の場合はもうわかっているわけですよ、解体するというのが、もう25年度から。そうすると、29年4月1日にもう解体されてなくなってしまうわけなんだから、それに対する代替案というものは、当然、社会教育委員会でも、また、公民館運営審議会の中でも討議しておくべきではないかなと。

例えば、馬頭地区のその公民館機能を福祉センターの会議室を活用してやるとか、何かそ

ういう方向性を持って、渡っていかなければ、場当たりの行政運営でしかないのではないかなというふうに理解されても仕方がないのではないかなというふうに私は思うわけです。これは全ての件についても言えるわけです。

そういう点について、どういうふうに考えていたのかというと、先ほど答弁したようにそういう出張所があるからどうのこうとか、出張所があろうかなかろうが、こういう運営方針なければ、例え、出張所ができてその中にじゃ公民館的機能を持たせましょうよという話にはなっていないと思うんです。だから、何かそういうところがおかしい。

ただ、馬頭地区の住民の方々もどこで今度公民館活動をやればいいのか、当然ここに来ればいいというのは当たり前話になってしまうわけなんですけれども、人間としては身近なところに置きたいというのが誰しもあるわけなんですよね。そういう説明もなされないで、いきなり廃止して小川公民館で代用しますよという説明ではなかなかその地区の住民の方々には納得できないのではないかなと。もう少し計画的にきちっと進めていくべきではないかなというふうに考えておりますので、その点について再度お伺いしておきます。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） ちょっと先のほうまで生涯学習課長のほうで説明しましたが、今回の条例改正につきましては、開発センター、今まで従来、馬頭公民館として使っていた開発センターを新庁舎建設に伴いまして取り壊すという形になりましたので、その分に機能があった馬頭公民館の部分を削除する、表の中から削除するという形の改正だとお考えいただきたいと思います。

ここで、小川公民館というのが1つ残りますけれども、これにつきましては当然先ほど言いましたように社会教育法の中で1市町に公民館施設は1つということが言われていますので、合併当時は当然、両町に公民館があったんですから、これを片方に集約するというのは難しかったと思うんです。そういう意味で2つあったわけなんですけれども、今回、10年以上たっていますから、当然法律にのっとって、本館は1つという形になろうかとは思いますが、名称については今後、先ほど言いましたように社会教育委員会議等でご相談いただいた上で名称は変えると、機能としては小川公民館が公民館という形に今のところ残っていくのではないかと、そういうふうにご理解をいただきたいと思います。

今回の改正は山村開発センターの解体に伴い、馬頭公民館を廃止するという改正なので、それでご理解をいただきたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

○3番（佐藤信親君） 当然、ただいまの総務課長の説明では私も十分理解できるわけです。

ただ、その中で、何も考えていなかったと、その分館機能でも何でもいいから公民館的な機能を持たせた施設に対して何も考えていない、今後検討するところについて私は疑問に思ったのでこのような質問をしているわけでごさいます、物事というものは結があるんですから、その後どうするかというものを事前に考えていくべきではないかなと。そういう意味で私は今回の質問しましたので、今後、そういうことがないように事前によく研究、討議をしていただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（塚田秀知君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第15号 那珂川町公民館条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第16、議案第16号 那珂川町図書館条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第16号 那珂川町図書館条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

那珂川町図書館につきましては、第3次那珂川町行財政改革推進計画において、住民サービスの質の向上やより効果的、効率的な管理運営を進めるため、管理手法の方法として平成30年度を目標とし、指定管理者制度の活用を図ることといたしました。

今回の改正は那珂川町図書館の管理運営について、指定管理者制度の活用ができるよう関係条項を追加するものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹沼公一君） 補足説明を申し上げます。

参考資料の那珂川町図書館条例一部改正の概要をごらんください。

今回の一部改正は図書館の管理運営に指定管理者制度を活用できるよう必要となる所要の規定を追加するものです。

一部改正の概要ですが、第5条は指定管理者に図書館の管理を行わせることができることを定めるもの。第6条は図書館法に基づき指定管理者が行う業務の範囲を定めるものです。第7条は指定管理者は適正な管理を行わなければならないことを定めるものです。第8条はその他必要な事項については附則で定めるものとしたものです。

附則は施行日を定めたものです。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、益子輝夫君。

○4番（益子輝夫君） 先ほど町長からも説明をいただいたんですが、質の向上ということを強調されていましたが、どういう点で指定管理者になると質の向上になるのか、具体的な例を挙げて、説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹沼公一君） 一般的には民間活力の導入による図書館サービスの向上、開館日、開館時間の延長、図書資料の充実など利用者サービスの拡充、民間手法による図書館

運営経費の削減などが挙げられます。

例えば、開館日とかで申しますと、現在、平日が午前9時30分から午後6時までだったのが例えば、午前9時から午後7時までとか、そういった時間の延長なども考えられるところ
です。

また、休館日に関しましても、その地域の実情に応じて開館していただいたりもできるよ
うに仕様書などで規定していきたいと思っております。また、行政的には人件費の削減など
が期待できるところでございます。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

○4番（益子輝夫君） いろんなことを説明されましたが、それがどうして民間に管理を委託
するということで解決するのか。今の状況の中でその問題が解決、全くできないのか、その
辺の理由を説明いただきたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹沼公一君） 時間の開館に関しましては条例で規定されておりまして、そ
の他先ほど条例の改正の中で説明しましたように、指定管理を活用することによって、その
時間を延長できるように規定できるというようなところではあります。

また、人件費などの削減に関しましては、公務員の給料は決まっていますので、現在の人
件費が削減、指定管理することによって削減できるというようなことです。

例えば、今、試算しておりますのは500万円程度は削減できるのではないかとというよう
なことで試算しております。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

○4番（益子輝夫君） 細かく説明いただきました。指定管理になることで、人件費の削減と
かということで500万円ほどだということなんです、今、現場で働いている人たちがそう
すると切るとかそういうことに十分つながっていくんじゃないかなという気がするんですが、
町民からのそういう要望が私は出ていると思わないんですが、指定管理者にしてもらいたい
という。そういう点で、現場で現状働いている人たちの状況が全く変わっちゃうと思うん
です。民間の管理になってくると、町からのあれが全く関係ないということになるわけでは
ないですけども、商売的なあれになってくるとサービスの低下とかそういうことにもつな
がる、あとは人件費の削減500万円も減るということは、それなりにサービスの低下にもつな
がるのではないかなというふうに思いますので、その辺を考えていただきたいというふうに

思います。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 本来の目的を達成するために、効果的にそういうことを行っているということを考えてみた場合、私は営利目的をする事業者に図書館を委託するということでは本来の目的は達成できないのではないかなというふうに私は思います。

教育委員会が大きく見れば、生涯学習課で担当しておりますけれども、教育のために図書館がある、突き詰めればそういうふうに考えていいと思うんですね。それを民間事業者に委託するということでは、私は根本的にはそれは賛成できないというふうに思います。そういう教育的な観点から見て、効果的に図書館を運営管理するという、そういうことでは、どういふような考えを持っているのか、第1点、伺います。

第2点は、図書館本来の目的を達成するために、達成したのかどうかというこれまでの検証も含めて、果たして民間事業者に委託することが適当なのかどうかと、これを見なければならぬと思います。過去のそういう図書館活動、非常に旧馬頭町におきましては非常に評価されていたと思うんですね。今このことも含めて図書館の効果的な教育的な目的達成ということでの検証については、民間事業者に委託した場合についてどういふふうに行っていくのか、これを2点目として伺いたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹沼公一君） 民間事業者に委託するに当たりまして、図書館協議会におきまして例えば教育の観点からということで、これからの那珂川町の図書館のあり方、こういったものを策定していく予定であります。それに基づきまして、指定管理者募集のための業務仕様書をしっかり固めていきたいと考えております。

その後の検証でございますけれども、指定管理を活用したからといって図書館協議会がなくなるわけではございませんので、毎年図書館協議会の中におきまして指定管理者が仕様書のとおりしっかり管理運営をなされているかどうか、そういったところは検証していきたいと考えております。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 今後検討するというんじゃ、これは開発センターの中の公民館の建物をなくす、これ混同するとまた話がこんがらがっちゃうからあれですけども、後手後手になっているんじゃないかというふうに思うんですね。きちんと目的達成のために民間業者に委託して果たしてその目的達成が可能なのかどうかというのは、これをきちんと提示しなけ

れば後手になっちゃうんだと思うんです。これらはどういう話になったんですか。

○議長（塚田秀知君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹沼公一君） これからの那珂川町の図書館のあり方、これに関しましては既にもう案ができております。仕様書に関しましてもある程度の基礎はできておりますので、これを図書館協議会のほうで協議していただくような形になります。

県内の図書館におけます指定管理者の導入なんですけれども、平成28年度現在23市町のうち16市町が制度を活用していると、そういう状況から鑑みましても、図書館に関する指定管理者制度が全て悪くなるというようなことは考えてはいない状態でございます。

指定管理者制度を導入した当初はデメリット等も幾つか考えられたようなんですけれども、10年間、民間が図書館の指定管理について管理運営をやってきた実績等が積み重なりまして、ノウハウもできてきたということなので、今回行財政改革推進計画の中でも示されましたが、そういうことで指定管理の活力導入ということで踏み切った次第でございます。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 教育的な観点で図書館の存在ということを見た場合に、民間委託というのは、なじまないというふうに私は一番の根本的なことで考えたいというふうに思うんです。町民の皆さんが本当に図書館がそういう教育の意味において効果的にその存在が発揮されるということは、私は民間委託をしないという方向でもって町が取り組んでいくということを望みたいというふうに思います。

その中で一番効果的というのは、経済面で生涯学習課長がちゅうちょしたと思うんですけれども、500万円の節減可能だというような試算があるんだということを言明しましたけれども、それはサービス低下には実際になるんじゃないかというふうなことを思いますけれども、そういう町民サービスの低下ということではどういうふうな検討がなされたんでしょうか。

○議長（塚田秀知君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹沼公一君） 現在行っています図書館の町民に関するサービスにつきましては、低下のないように必ず業務仕様書の中に入れていくような方向でやっております。

○議長（塚田秀知君） ほかに質疑はありますか。

3番、佐藤信親君。

○3番（佐藤信親君） 私はこの図書館の指定管理者制度導入については賛成のほうなんですけれども、以前、教育民生常任委員会で山形県の川西町の図書館を視察したんですけれども、

そこは指定管理者制度に早々と取り組んでおりまして、指定管理者になったのは何かというと図書館を活用していたボランティア団体が指定管理を受けてやっているということで、すごく親切でやんわりとした雰囲気になっていたということもありますので、そういう方も私は指定管理者の中に、ボランティア団体ですね、そういう今の図書館の団体の方に指定管理をお願いするということで地元に着した図書館活動になってくるのではないかなというふうに考えますので、そういう考えはあるかないか、もう決まる前にちょっと伺っておきたいなと思うんですが、よろしくをお願いします。

○議長（塚田秀知君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹沼公一君） 現在も図書館活動の中でたくさんのボランティアの方が図書館に来ていただいて子供たちの教育なども一緒にお話し会とか読書会とかたくさんやっていただいております。これも指定管理にしたことによって、なくなるとかということがないように絶対進めていきたいと考えていますので、またほかのボランティアの方も活動しやすいような指定管理としてやっていきたいと考えております。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

○3番（佐藤信親君） 私は、ボランティアの方がおりますよね。そういう方たちに指定管理をお願いしてはどうかという意味で私は伺ったわけなんですけれども、やはり地域の実情、町民性とかそういうものをよく理解している方で、やはり長年図書館にかかわってきたということで、いろいろな情報も持っているのではないかなというふうに思うので、例えば今後指定管理者の公募をするときに、そういう団体も取り入れていただければありがたいなというふうに思っておりますので、その点について再度お伺いいたします。

○議長（塚田秀知君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹沼公一君） 県内の指定管理者の応募の状況を見ますと、大きな企業が応募している場合もありますけれども、共同企業ということで幾つかの団体とかそういったところが固まって応募する状況もあります。そういったところで、応募しやすいような形で仕様書ができればと考えております。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

○3番（佐藤信親君） ちょっと私の言い方が悪いのか、例えば今、那珂川町の図書館ありますよね。そこにボランティアで来ている方が何人もおられるわけですよね。そういう方たちが団体をつくって指定管理者に名乗りを上げると。そこに指定管理をするということで、地域密着型の図書館になってくるのではないかなということでお伺いしているわけなんでござ

いますが、そういう点も考慮していただけるかどうかということでお伺いしているんです。
よろしくをお願いします。

○議長（塚田秀知君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹沼公一君） そういったところで、応募しやすいような仕様書なども十分協議していきたいと考えております。

○議長（塚田秀知君） ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 私は反対の立場から討論をしたいというふうに思います。

教育という観点から図書館の配置という、管理運営ということを考えてみた場合に、営利企業、主にして営利企業だけとは限らないとは思いますが、主に図書館という大きなものを請け負うということになれば、多少大きな営利企業が入ってくるんだろうと思います。そういうことを考えてみますと、法の第3条によって町民にこの図書館奉仕というものを提供できるということになるとは私は限らないというふうに思います。第1点ですから、図書館を民間委託化するということについては反対の理由です。

第2点は、多少大きな企業でないと司書をきちんと確保して、あるいは必要な図書館要員を確保して図書館の管理運営をやっていくということになるんだろうと思うんですね。だから、そうしますと課長が言明されたように、500万円もの減額をしていくような試算が出されてくるというふうに、そういうことをすれば町民のサービスが低下するということは必至だろうというふうに思います。ですから、第2点目として町民サービスの低下を危惧するというので挙げたいというふうに思います。

そういう観点から、図書館の民間委託化に私は反対をいたします。

○議長（塚田秀知君） 続いて、賛成討論を許します。

6番、益子明美さん。

○6番（益子明美君） 私は賛成の立場から討論をさせていただきます。

那珂川町には馬頭図書館と小川図書館があるのはご存じのとおりであります、馬頭図書

館は昭和55年開館当時より図書館振興基金の創設やボランティアの活用、次代を担う児童福祉に重点を置いた活動を展開し、利用率県内1位を続けるなど、県内図書館の先駆けとなる図書館としての地位を確立してきました。今日までの先進的な図書館としての役割は果たされてきたというふうに十分に理解をしております。

しかし、一方で平成24年3月に示され第2次那珂川町行財政改革推進計画においては、図書館も指定管理を導入するということが掲げられまして、図書館協議会においても教育民生常任委員会においても先進地等視察を重ね、その効果を検証してきたところでございます。

現在では、平成28年度は23市町中16市町の導入がされておりまして、その背景には市民が図書館に求める実情が変化してきているということが掲げられていると思います。民間委託により、利用者サービスの充実や人件費削減が図書費購入の増につながることも考えられ、蔵書がふえることは教育的にも生涯学習的にも効果があると考えられますし、また民間ならではの手法がまちづくりに貢献している事例も多数見られるような形になっています。

図書館協議会の了承を得られたことによりまして、私も賛成といたしたいと思います。

以上、賛成討論といたします。

○議長（塚田秀知君） ほかに反対討論はありませんか。

4番、益子輝夫君。

○4番（益子輝夫君） 私は反対の立場で討論に参加させていただきます。

それぞれ皆さんから意見が出されました。先ほど課長からも、今、益子明美さんからも出されましたけれども、県内で16市町村がやられていると、これは事実だと思います。ただ、全国的に見ますとわずか15%の自治体しかまだやられてないんですね。そういうことも踏まえて、そういう中では確かに佐藤議員が言われたようにボランティア団体とかそういうところが協力して民間管理になったというところもあります。そういう点ではそういう力が発揮されている自治体もあります。しかし、全体的にはまだまだ逆に公営から民間になって民間委託からまた元に戻るといったような状況もあります。そういう中で、本当に住民サービスに通じるかといったら、そうじゃない自治体もあるわけですね。

だから、そういう点で、一つは利用している町民の意見を十分聞いたか、あるいはまたボランティアに参加している人たちの意見も聞いたか、その辺も十分にやっているようには見えません。そういう点では、町民の意見を十分聞いた、特に利用者、ボランティアに参加している方の意見も十分聞いて進めたんならわかりますけれども、そうじゃないという点では働く人のこと、あとは住民サービスの低下ということが当然考えられますので、そういう商

業的なあれが入ってくると、公的なあれに。ましてや教育委員会が果たさなきゃならない役割だというふうに私は考えますので、そういう点からも反対をしたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 賛成討論はありませんか。

1番、鈴木 繁君。

○1番（鈴木 繁君） 私は賛成の立場から討論を簡潔に申し上げます。

まず、民間にするということは官の縛りから逃れて、より快適な住民サービスができるんじゃないかと一つ思います。その実態としまして、県内として23市町のうち16がそれを実施していると私はそう把握しております。

また、私どもも常任委員会として視察をしていろいろな目と耳で体験をしてきた結果、やはり官よりも民のサービスのほうがこれからは町民によりよいサービスができるんじゃないかと私自身も肌で感じましたので、そのような形で今回この条例に対して私は賛成討論として討論させていただきます。

以上です。

○議長（塚田秀知君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） ないようですので、採決を行います。

異議がありますので、起立により採決します。

議案第16号 那珂川町図書館条例の一部改正については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（塚田秀知君） 起立多数。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第17、議案第17号 那珂川町体育施設条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第17号 那珂川町体育施設条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

谷田那珂川運動場につきましては、昭和44年以来国土交通省から河川占用許可をいただき、地元ゲートボール愛好者のゲートボール場として利用してきました。近年は競技者の減少により使用されていない状況であることから、平成29年3月31日の河川占用期間の満了に伴い、用途を終了し施設を廃止するものです。

附則は施行日を定めたものです。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第17号 那珂川町体育施設条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第18、議案第18号 那珂川町山村開発センター条例の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第18号 那珂川町山村開発センター条例の廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

那珂川町山村開発センターにつきましては、昭和48年の設置以来行政機能を初め公民館機能も有し、これまで多くの町民の方々にご利用いただいたところです。今回、現在進めております新庁舎の建設に伴い、山村開発センターの残りの部分を解体することから、条例を廃止するものです。

附則は施行日を定めたものです。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 2点ばかり伺います。

1つは、この建物を解体しなくすということについては、これは新庁舎建設ということでやむを得ないことになっているわけですが、これに限らず行政財産をつくっては壊し、つくっては壊しという、こういうことをやられてきたという事実があるわけですね。そのたびにお金がかかっているというのが実態です。ですが、その建物にはつくるいわれもありまして、その役割も一定程度果たしてきたということがあります。そういうことで、第1点はこの山村開発センターがあったということを記録に残しておくことを考えられているかどうかであります。1点です。

それから、行政財産をなくすということになります。実際に解体し消滅するわけですが、はっきり私が聞いておきたいのは、その行政手続をどういうふうに行ったかということです。これが2点です。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） まず、行政手続について申し上げます。

行政財産ですから、当然廃止の手続をとらなくちゃなりません。当時この山村開発センターを建設した際には何らかの事業として国庫事業を導入していたと思うんですが、その辺

については県関係機関と協議済みで廃止には了承をいただいているところです。

もう一つ、行政手続の一つとして本日議会に廃止の提案をさせていただいているところです。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹沼公一君） 現在のところ、山村開発センターに関しての記録を残すということは考えておりません。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） これは課長、それはちょっと意外な感じがしますね。もうそういう大変な町民に対しましては重要な、こういう小さな町でありますけれども、それなりの建物を建てて役割を果たしてきたわけですから、学校だったら閉校の記録とかあるわけですね。山村開発センターの記録があつてしかるべきだと思いますけれども、どうですか。町長から答弁していただけますかね。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 記録についてでございます。山村開発センター建設、設置の記録、そして利用の記録、これは那珂川町の町史とかそういう記録が出されると思いますけれども、その中には必ずや記載される、このように考えております。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 町長の答弁も一つなんですけれども、やはり別に冊子をつくるとか、大きなこういう山村の町ですから、森林も64%もあるということで山村開発センターというのはそういう特別な名称もつけて役割を果たしてきたわけですから、それなりの冊子もつくって最後のお別れをするというようなことをしてもいいのではないかと思いますけれども、単に町史に一記録ということではなくて、そういった取り組みも必要かと思いますが、最後にお聞きして終わります。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 現在のところ、わざわざ山村開発センターの記録誌として発行する計画はございません。ご意見としてお伺いをしたいと思います。

○議長（塚田秀知君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第18号 那珂川町山村開発センター条例の廃止については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

再開は13時30分といたします。

休憩 午後 零時08分

再開 午後 1時30分

○議長（塚田秀知君） 再開いたします。

◎議案第19号～議案第23号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第19、議案第19号 平成28年度那珂川町一般会計補正予算（第5号）の議決について、日程第20、議案第20号 平成28年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）の議決について、日程第21、議案第21号 平成28年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決について、日程第22、議案第22号 平成28年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の議決について、日程第23、議案第23号 平成28年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決について、以上5議案は関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） それでは、午前中に引き続きましてよろしくお願ひいたします。

ただいま一括上程されました議案第19号から議案第23号、平成28年度那珂川町一般会計及び各特別会計補正予算の議決について、提案理由の要旨を申し上げます。

まず、一般会計補正予算から申し上げます。

今回の補正予算は、年度末を迎え、各種の事務事業が確定し、国・県支出金が決定したこと、地方交付税やその他の歳入につきましても決定、あるいは見込みがつきましましたので、最終的な調整を行い、補正予算を編成いたしました。また、本年度予算化した事業はおおむね完了する予定であります。今回補正する事業のほか、一部年度内に完了とされない事業がありますので、繰越明許費として平成29年度に繰り越すことといたしました。

次に、歳入の主なものを申し上げますと、町税は法人税及び固定資産税の決算見込みにより、7,800万円を増額、地方消費税交付金は地方消費税交付金のほか社会保障財源交付金の確定見込みによるもので、1億2,000万円を減額、地方交付税は普通交付税の確定によるもので、4億2,693万5,000円を増額、国庫支出金は学校施設環境改善交付金は増額となったものの、地方道路交付金事業や臨時福祉給付金支給事業など各種事務事業の確定等により、7,990万8,000円を減額するものです。

県支出金は、産地パワーアップ事業や畜産担い手育成総合整備事業など各種事務事業の確定等により、5,579万9,000円を減額するものです。

寄附金は、ふるさと納税による寄附金の増加により、2,518万円を増額するものです。

繰入金のうち基金繰入金は、当初予算等において予算措置しておりました財政調整基金、減債基金などを精査の上3億4,134万4,000円を減額するもの、特別会計繰入金は、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計の平成27年度精算確定に伴う繰入金です。

繰越金は、前年度繰越金で6,360万2,000円を増額であります。

町債は、各事業の執行状況、国・県補助金の確定状況、基金の充当などを精査して、8,695万9,000円を減額することといたしました。

歳出の主なものを申し上げますと、増額となるのは総務費で、ふるさと納税による寄附金や地域振興基金積み立てのほか、職員退職手当特別負担金など1億3,235万6,000円を計上いたしました。減額が多いものでは土木費で、地方道路交付金事業費や町道改良舗装事業費など1億464万円の減額を計上いたしました。

また、農林水産業費は、基幹水利施設ストックマネジメント事業は国の補正予算により追加認定となったものの、産地パワーアップ事業や畜産担い手育成総合整備事業の確定により、3,554万7,000円の減額を計上いたしました。

このほか、民生費、衛生費、消防費、教育費などについても、本年度予算化した事務事業を精査し、予算措置をいたしました。

その結果、補正額は7,000万円の減額となり、補正後の予算総額は112億6,100万円となりました。

次に、ケーブルテレビ事業特別会計であります。今回の補正は事業費の確定により、ケーブルテレビ施設管理運営費を減額するものであります。

これに要する財源は、分担金及び負担金、使用料及び手数料は見込みにより減額し、繰入金で充てることといたしました。

その結果、補正額は100万円の減額となり、補正後の歳入歳出予算の総額は3億2,288万5,000円となりました。

※総額の訂正発言あり（P131）

次に、国民健康保険特別会計であります。今回の補正は、事業費の精査により保険給付費を増額するほか、事業費の確定により共同事業拠出金を減額するものであります。

これに要する財源は、国民健康保険税、療養給付費交付金及び共同事業交付金は見込みにより減額し、国・県支出金、前期高齢者交付金、繰入金及び繰越金などを充てることといたしました。

その結果、補正額は6,000万円の増額となり、補正後の歳入歳出予算の総額は26億1,465万円となりました。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。今回の補正は、後期高齢者医療広域連合納付金を減額するほか、平成27年度事業費の確定により、一般会計繰出金などを計上するものであります。

これに要する財源は、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金は見込みにより減額し、繰越金を充てることといたしました。

その結果、補正額は400万円の減額となり、補正後の予算総額1億9,700万円となりました。

次に、介護保険特別会計であります。今回の補正は、保険給付費や基金積立金のほか、国・県支出金及び一般会計繰出金の過年度精算分などを計上するものであります。

これに要する財源は、国庫支出金、支払い基金交付金、県支出金及び繰入金など見込みにより減額し、保険料及び繰越金を充てることといたしました。

その結果、補正額は4,300万円の減額となり、補正後の予算総額は18億5,400万円となりました。

以上、一般会計及び各特別会計補正予算についてその大要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 説明に入ります前に、ただいま町長が申しあげましたケーブルテレビの補正後の総額が間違っておりましたので、おわびして訂正したいと思います。予算書のとおり金額になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、一般会計補正予算につきまして補足説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをごらんいただきたいと思ひます。

第2表、繰越明許費であります、国の補正予算に係るものや事業の一部に本年度内の支出が見込めないものであります。

2款総務費、1項総務管理費、庁舎整備事業は開発センター解体工事に係る工事請負費及び業務委託料で1,756万円。4項戸籍住民基本台帳費、個人番号カード交付事業は地方公共団体情報システム機構への委任事務に係る交付金で138万8,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、臨時福祉給付金事業は低所得への給付金事業に係るもので5,582万1,000円。

5款農林水産業費、1項農業費、産地パワーアップ事業は白久地内に建設中のライスセンターに係る補助金2億6,934万9,000円。畜産振興事業は畜産担い手育成総合事業による草地造成改良に係る経費310万1,000円。農業基盤整備促進事業は小砂地区の農道整備に係る経費3,695万8,000円。

7款土木費、2項道路橋梁費、地方道路交付金事業は橋梁長寿命化事業に係る業務委託料950万円。

9款教育費、2項小学校費、馬頭小学校施設整備事業は大規模改修に係る経費4億8,800万円。馬頭東小学校施設整備事業はエアコン設置工事に係る経費2,980万円。小川小学校施設整備事業はエアコン設置工事に係る経費4,100万円で、本年度内の支出が見込めないため平成29年度に繰り越すものであります。

6ページをごらんください。

第3表、地方債補正であります。1、変更につきましては、事業費がおおむね確定したことにより増減するもので、地域医療確保事業は4,070万円を増額し、限度額を7,570万円とするもの。農道整備事業は500万円を減額し、限度額を1,000万円とするもの。道路整備事業は3,600万円を減額し、限度額を1億6,400万円とするもの。消防施設整備事業は500万円を減額し、限度額を2,000万円とするもの。中学校整備事業は700万円を減額し、限度額を1,600万円とするもの。小学校整備事業は3,200万円を減額し、限度額を3億100万円とするもの。認定こども園整備事業は2,800万円を減額し、限度額を2億1,100万円とするもの。臨時財政対策債は、額の確定に伴い1,465万9,000円を減額し、限度額を2億8,534万1,000円とするものです。

続きまして、事項別明細書により歳入から申し上げます。

10ページをごらんください。

1款町税、1項2目法人税の補正額は2,000万円の増で、企業における決算見込みの増によるものであります。2項1目固定資産税の補正額は6,000万円の増で、償却資産の増によるもの。3項1目軽自動車税の補正額は500万円の増で、登録台数の増加によるもの。4項1目町たばこ税の補正額は700万円の減で、たばこの売り上げ減少によるものです。

2款地方譲与税、2項1目自動車重量譲与税の補正額は500万円の減で、交付見込み額の減によるものであります。

3款利子割交付金、1項1目利子割交付金の補正額は200万円の減で、交付見込み額の減によるものであります。

11ページに入ります。

6款地方消費税交付金、1項1目地方消費税交付金の補正額は1億2,000万円の減で、交付見込み額の減によるものであります。

10款地方交付税、1項1目地方交付税の補正額は4億2,693万5,000円の増で、今年度の普通交付税の確定による増額であります。

12款分担金及び負担金、1項1目農林水産業費分担金の補正額は61万4,000円の減で、事業費の確定によるものであります。2項1目民生費負担金の補正額は10万円の増で、子育て短期支援事業の確定見込みによるものであります。

14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金の補正額は1,575万円の減で、保険基盤安定費のほか、事業費の確定によるものであります。

12ページに続きます。

2項1目総務費国庫補助金の補正額は381万3,000円の減で、社会保障税番号制度システム整備費、個人番号カード交付金の確定によるもの。2目民生費国庫補助金の補正額は2,000万6,000円の減で、障害者自立支援事業費、臨時福祉交付金の確定によるもの。4目土木費国庫補助金の補正額は5,301万9,000円の減で、地方道路交付金事業費の確定見込みによるもの。5目教育費国庫補助金の補正額は1,268万円の増で、学校施設環境改善交付金の追加認定によるものです。

15款県支出金、1項1目民生費県負担金の補正額は1,143万4,000円の減で、保険基盤安定費のほか、各事業費の確定によるもの。2項2目民生費県補助金の補正額は51万1,000円の減で、障害者地域生活支援事業費の確定によるもののほか、こども医療費、ひとり親家庭医療費の確定見込みによるもの。3目衛生費県補助金の補正額は40万円の減で、再生可能エネルギー等導入支援事業の確定によるもの。4目農林水産業費県補助金の補正額は4,345万4,000円の減で、経営所得安定対策直接支払い推進事業費のほか、各事業の確定によるものです。

13ページに入ります。

16款財産収入、1項2目利子及び配当金の補正額は121万5,000円の減で、基金利子の減であります。

17款寄附金、1項2目民生費寄附金の補正額は820万円の増で、ふるさと納税の増に伴う福祉基金に係るもの。3目教育費寄附金の補正額は298万円の増で、ふるさと納税のほか、一般寄附金の増に伴う奨学基金、教育文化基金等に係るもの。4目総務費寄附金の補正額は1,400万円の増で、ふるさと納税の増に伴う地域振興基金に係るものであります。

18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金の補正額は2億4,000万円の減。2目減債基金繰入金の補正額は1億円の減。5目奨学基金繰入金の補正額は134万4,000円の減で、貸付金及び給付金の確定により減額するものであります。

14ページに入ります。

2項1目後期高齢者医療特別会計繰入金の補正額は388万8,000円の増で、平成27年度事業精算確定による一般会計への返納金。2目介護保険特別会計繰入金の補正額は742万5,000円の増で、平成27年度事業精算確定による一般会計への返納金であります。

19款繰越金、1項1目繰越金の補正額は6,360万2,000円の増で、前年度繰越金であります。

20款諸収入、2項1目町預金利子の補正額は22万5,000円の減で、歳計現金等預金利子の減。3項2目奨学金貸付金元利収入の補正額は209万1,000円の増で、奨学金の繰り上げ償還によるもの。4項1目民生費受託事業収入の補正額は800万円の増で、保育園受託事業収入であります。

15ページに入ります。

5項3目過年度収入の補正額は356万円の増で、過年度分社会福祉費国庫負担金及び県負担金収入。4目雑入の補正額は428万3,000円の増で、栃木県市町村振興協会市町村交付金のほか、橋梁維持費の確定によるものであります。

21款町債、1項2目衛生債の補正額は4,070万円の増で、地域医療確保事業に係るもの。3目農林水産業債の補正額は500万円の減で、農道整備事業に係るもの。4目土木債の補正額は3,600万円の減で、道路整備事業に係るもの。5目消防債の補正額は500万円の減で、消防施設整備事業に係るもの。6目教育債の補正額は6,700万円の減で、中学校整備事業、小学校整備事業、認定こども園整備事業に係るもの。7目臨時財政対策債の補正額は1,465万9,000円の減で、額の確定によるものであります。

16ページ、歳出に入ります。

2款総務費、1項1目一般管理費の補正額は2,364万9,000円の増で、職員人件費は退職手当特別負担金によるもの。6目公共交通確保対策事業費の補正額は311万7,000円の増で、公共交通確保対策事業費は生活バス路線運行維持費、デマンド交通運行事業費の確定によるもの。2項1目企画総務費の補正額は150万円の増で、ケーブルテレビ事業特別会計への繰出金。4目財政調整基金等費の補正額は1億588万7,000円の増で、地域振興基金費はふるさと納税による寄附金及び基金利子相当分の積み立てのほか、今後の財政負担に備えた積み立てを計上するものであります。合併振興基金は基金利子の減による積立金の減。4項1目戸籍住民基本台帳費の補正額は179万7,000円の減で、個人番号カード交付事業費の確定によるものであります。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の補正額は173万4,000円の減で、職員人件費は時間外勤務手当の増。福祉基金費はふるさと納税及び一般寄附による寄附金相当分のほか、基金利子を積み立てるもの。国民健康保険特別会計繰出金は財政安定化支援事業分の増によるもの。後期高齢者医療費は保険基盤安定費及び事務費繰入金の確定によるもの。後期高齢者医療広域連合負担金は事務費負担金確定によるもの。臨時福祉給付金事業費は障害遺族年金受給対象者の給付金事業の確定によるもの。2目障害者福祉費の補正額は482万3,000円の

減で、障害者地域生活支援事業費、障害者自立支援医療給付費、障害者福祉諸費は事業費確定見込みによるもの。3目老人福祉費の補正額は947万9,000円の減で、介護保険特別会計繰出金は介護給付費の減により繰出金を減額するもの。

2項1目児童福祉総務費の補正額は1,150万円の減で、認定こども園整備費は事業確定によるものであります。

18ページに入ります。

3目児童措置費の補正額は1,599万1,000円の減で、児童手当支給事業費、児童措置諸費は事業費確定見込みによるもの。4目母子福祉費の補正額は945万円の増で、こども医療費、ひとり親家庭医療費、療育医療費は事業費確定見込みによるものであります。

4款衛生費、1項1目衛生総務費の補正額は6万円の増で、健康づくり推進協議会委員報酬であります。

5款農林水産業費、1項1目農業委員会費の補正額は105万円の増で、農業委員会活動費は農地情報公開システム整備に要する経費。3目農業振興費の補正額は3,699万4,000円の減で、産地パワーアップ事業は事業費の確定によるもの。農業振興諸費は経営所得安定対策直接支払い推進事業の確定によるもの。4目畜産業費の補正額は1,454万5,000円の減で、畜産振興事業費は畜産担い手育成総合整備補助金の確定によるもの。5目農地費の補正額は1,612万9,000円の増で、基幹水利施設ストックマネジメント事業費は西ノ原用水事業負担金が追加認定となったもの。県単農業農村整備事業費及び農業基盤整備促進事業費は事業費確定によるもの。中山間地域所得向上支援対策事業費は和見地区の農道整備事業費が追加認定となったものであります。

19ページに入ります。

2項2目林業振興費の補正額は118万7,000円の減で、とちぎの元気な森づくり事業費は里山管理事業、里山整備事業の確定によるものであります。

7款土木費、2項3目道路新設改良費の補正額は8,464万円の減で、地方道路交付金事業費は町道76号線、町道和見立野線等の事業費確定見込みによるもの。町道改良舗装事業費は上郷須賀川線、田山線等の事業費確定によるもの。5項1目住宅管理費の補正額は2,000万円の減で、町営住宅等管理費は子育て支援住宅宅地造成設計業務委託料の減額によるものであります。

8款消防費、1項1目常備消防費の補正額は634万5,000円の減で、常備消防費は消防庁舎整備事業費負担金の確定によるものであります。

20ページに入ります。

2目非常備消防費の補正額は70万円の増で、消防管理運営費は火災、災害時の出動交付金の増によるもの。3目消防施設費の補正額は576万8,000円の減で、消防施設整備事業費は消防車車庫の設計及び消防車購入費の確定によるものであります。

9款教育費、1項2目事務局費の補正額は239万8,000円の増で、奨学金運営費はふるさと納税による寄附金相当分及び基金利子を積み立てるほか、奨学金貸付者の確定によるもの。菊池俊男奨学金運営費は基金利子を積み立てるもの。2項3目小学校施設整備費の補正額は1,134万円の減で、馬頭小学校施設整備費は大規模改修工事設計業務の確定によるもの。馬頭東小学校施設整備費はエアコン設置工事設計業務の確定によるもの。3項3目中学校施設整備費の補正額は831万3,000円の減で、馬頭中学校施設整備費は周辺環境整備工事及び太陽光発電設備工事の確定によるものであります。

21ページに入ります。

5項1目社会教育総務費の補正額は291万6,000円の増で、教育文化基金費はふるさと納税などの寄附金相当分及び基金利子を積み立てるもの。3目図書館費の補正額は180万円の増で、図書館管理運営費は施設のベランダ、ブラインド等の修繕工事費を計上したもの。6項1目保健体育総務費の補正額は30万円の増で、体育振興費は馬頭ウイングスポーツ少年団のソフトボール全国大会出場に係る補助金であります。3目給食センター費の補正額は450万円の減で、学校給食センター管理運営費は屋根改修工事の確定によるものであります。

22ページからは今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書8ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

1款分担金及び負担金、1項1目負担金の補正額は57万4,000円の減で、新規加入者の減により減額となりました。

2款使用料及び手数料、1項1目使用料の補正額は192万6,000円の減で、減免対象者及び休止者等の増により減額となりました。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金の補正額は150万円の増で、一般会計からの繰入金であります。

9ページに入ります。

1 款ケーブルテレビ事業、1 項 1 目管理運営費の補正額は100万円の減であります。内容を申し上げますと、事業費委託料につきまして事業費確定に伴い減額するものであります。公課費につきましては消費税の確定により増額するものであります。

以上で、ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真也君） 続きまして、国民健康保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書 8 ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

1 款国民健康保険税、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税の補正額は1,180万円の減、2 目退職被保険者等国民健康保険税の補正額は1,610万円の減で、一般被保険者及び退職被保険者ともに被保険者数の減によるもの。また、滞納繰り越し分については収入見込みを精査し計上いたしました。

4 款国庫支出金、1 項 1 目療養給付費等負担金の補正額は2,187万8,000円の増で、一般療養給付費の増によるもの。また、過年度分は平成27年度負担金の確定によるものであります。

9 ページに入ります。

2 目高額医療共同事業負担金の補正額は556万8,000円の増、3 目特定健康診査等負担金の補正額は21万8,000円の減で、ともに事業費の確定によるものです。同じく 2 項 1 目財政調整交付金の補正額は103万円の増で、普通調整交付金の確定によるもの。2 目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金の補正額は11万円の減で、関係するシステム改修事業費の確定によるものです。

5 款療養給付費交付金、1 項 1 目療養給付費交付金の補正額は3,700万円の減で、退職者医療交付金の確定によるもの。

6 款前期高齢者交付金、1 項 1 目前期高齢者交付金の補正額は1,041万4,000円の増で、前期高齢者交付金の確定によるものです。

7 款県支出金、1 項 1 目高額医療費共同事業負担金の補正額は556万8,000円の増で、県費負担金の確定によるものです。2 目特定健康診査等負担金の補正額は21万8,000円の減で、国庫負担金同様、事業費の確定によるものです。

10ページに移ります。

2 項 1 目財政調整交付金の補正額は601万3,000円の増で、一般療養給付費の増による安

定化調整分と保険事業等の支援調整分の増によるものです。

8 款共同事業交付金、1 項 1 目高額医療費共同事業交付金の補正額は2,876万3,000円の増、2 目保険財政共同安定化事業交付金の補正額は4,154万3,000円の減で、ともに国保連合会から共同事業交付金の確定によるものです。

10 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金の補正額は1,800万円の増で、保険基盤安定繰入金は国・県の保険基盤安定負担金の決定に伴い法定繰り入れ分を減額するもの。このほか、職員給与費等繰入金、出産育児一時金繰入金、財政安定化支援事業繰入金はそれぞれ精算見込みによるものです。

11 ページ、11 款繰越金、1 項 2 目その他繰越金の補正額は6,975万5,000円の増で、前年度繰越金です。

12 ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費の補正額は11万円の減で、一般管理費は国保制度関係業務準備事業費の確定によるもの。

2 款保険給付費、1 項 1 目一般被保険者療養給付費の補正額は1 億3,529万7,000円の増、2 目退職被保険者等療養給付費の補正額は2,000万円の減で、それぞれ医療費等の精算見込みによるものです。2 項 2 目退職被保険者等高額療養費の補正額は300万円の減で、高額療養費の精算見込みによるものです。

3 款後期高齢者支援金、1 項 1 目後期高齢者支援金の補正額は1,828万9,000円の減。

13 ページに移りますが、6 款介護納付金、1 項 1 目介護納付金の補正額は1,746万4,000円の減で、ともに額の確定によるものです。

7 款共同事業拠出金、1 項 1 目高額医療費拠出金の補正額は1,360万9,000円の増、4 目保険財政共同安定化事業拠出金の補正額は3,004万3,000円の減で、ともに額の確定によるものです。

以上で国民健康保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書 8 ページ、事項別明細により歳入から申し上げます。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項 1 目後期高齢者医療特別徴収保険料の補正額は318万8,000円の減、2 目後期高齢者医療普通徴収保険料の補正額は166万7,000円の増で、ともに保険料の精査によるものです。

3 款繰入金、1 項 1 目事務費繰入金の補正額は40万円の減で、健診事業費等事務費の精算

見込みによるもの。2目保険基盤安定繰入金の補正額は636万6,000円の減で、保険基盤安定負担金の確定によるものです。

4款繰越金、1項1目繰越金の補正額は388万7,000円の増で、前年度繰越金です。

5款諸収入、3項3目後期高齢者健診事業負担金の補正額は40万円の増で、後期高齢者医療広域連合から健診事業負担金の確定によるものです。

9ページ、歳出に入ります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の補正額は788万8,000円の減で、保険料負担金及び保険基盤安定負担金の確定によるものです。

4款諸支出金、2項1目繰出金の補正額は388万8,000円の増で、前年度医療費精算に伴う一般会計への繰出金です。

以上で後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 続きまして、介護保険特別会計補正予算について補足説明をいたします。

8ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により歳入から説明いたします。

1款介護保険料、1項1目第1号被保険者保険料の補正額は569万6,000円の増で、第1号被保険者数の増による増額です。

3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金の補正額は1,448万円の減。2項1目調整交付金の補正額は2,222万2,000円の減。4目事業費交付金の補正額は33万円の増で、介護保険制度改正によるシステム改修費用に対する交付金です。

4款支払い基金交付金、1項1目介護給付費交付金の補正額は3,895万4,000円の減。

5款県支出金、1項1目介護給付費負担金の補正額は1,666万9,000円の減で、いずれも介護サービス給付費の減による負担割合分の減額です。

6款財産収入、1項1目利子及び配当金の補正額は1万8,000円の増で、介護給付費準備基金の利子分です。

9ページに移ります。

7款繰入金、1項1目介護給付費繰入金の補正額は999万4,000円の減で、介護サービス給付費の減による町負担分の減です。4目保険料軽減事業繰入金の補正額は8万2,000円の増で、保険料第一段階の軽減を行うため一般会計から繰り入れするもので、該当被保険者の

増による増額です。5目その他一般会計繰入金の補正額は43万3,000円の増で、介護保険制度改正に伴うシステム改修費用を一般会計から繰り入れするものです。

8款繰越金、1項1目繰越金の補正額は5,276万円の増で、前年度繰越金です。

10ページ、歳出について説明いたします。

1款総務費、1項1目一般管理費の補正額は151万2,000円で、介護保険制度改正に伴うシステム改修費用です。3項2目認定調査等費の補正額は74万9,000円の減で、認定調査員等の臨時職員賃金の減です。

2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費の補正額は5,000万円の減で、介護サービス給付費の減によるものです。2目地域密着型介護サービス給付費の補正額は240万円の増で、今年度4月より18人以下の通所介護事業所が地域密着型事業所へ移行したことによるものです。4目施設介護サービス給付費の補正額は2,520万円の減で、介護報酬改定による減です。6目居宅介護福祉用具購入費の補正額は10万円の増で、福祉用具購入費用の助成額の増によるものです。7目居宅介護住宅改修費の補正額は100万円の減で、住宅改修費用の減によるものです。

11ページ、8目居宅介護サービス計画給付費の補正額は250万円の減、2項1目介護予防サービス給付費の補正額は470万円の減、3目地域密着型介護予防サービス給付費の補正額は80万円の減、5目介護予防福祉用具購入費の補正額は35万円の減、6目介護予防住宅改修費の補正額は60万円の減で、いずれも介護予防サービス給付費の減による減額です。3項1目審査支払い手数料の補正額は5万円の増で、国保連合会による審査件数の増によるものです。

12ページに移ります。

6項1目特定入所者介護サービス費の補正額は300万円の増で、低所得者が施設入所やショートステイを利用する際に食費、居住費の限度額を超えた分の補足給付です。3目特定入所者介護予防サービス費の補正額は40万円の減で、1目と同様のサービスで要支援1、2の方が利用できるサービスの減です。

5款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金の補正額は2,002万6,000円の増で、介護サービス、介護予防サービス給付費の減による余剰分及び基金利子分の積立金です。

7款諸支出金、1項2目償還金の補正額は878万6,000円の増で、27年度分介護給付費及び地域支援事業費に対する国・県負担金及び支払い基金交付金の精算による返納金です。2項1目繰出金の補正額は742万5,000円の増で、同じく27年度分介護給付費及び地域支援事

業費に対する一般会計繰入金の精算による返納分です。

以上で一般会計及び特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 一般会計補正予算について伺います。

17ページ、そこに障害者福祉費が出ておりますけれども、その中の障害者地域生活支援事業費が減額で300万円があります。この障害者福祉事業の利用状況について伺います。

2点目、19ページ、道路新設改良費の項目がございます。その中の地方道路交付金事業費8,100万円の減額があります。この内容についてご説明をお願いします。

それから、20ページ、教育費の事務局費の中の貸付金、奨学金運営費が235万8,000円出ております。一方、貸付金として減額に134万4,000円があります。現状はこの奨学金についてどのようなものになっているか、平成28年度の決算に近いようなものでありますけれども、おおよそどんな現状になっているのか伺います。

一般会計について、この3点をお願いします。

○議長（塚田秀知君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） それでは、1点目のご質問にお答えいたします。

障害者地域生活支援事業費の減額の理由でございますが、地域支援事業の中に日中一時支援というものがございます。その利用者の減による補助金の減額のためのものです。

利用状況に関しましては、手元に細かい数字がございませんので、健康福祉課のほうに行ってくださいればその辺は詳細にお示ししたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 建設課長。

○建設課長（穴山喜一郎君） 続きまして、地方道路交付金事業の8,100万円の減額について説明をいたします。

現在、町道76号線、町道和見立野線の工事を交付金事業で実施しておりますけれども、国からの交付金の割り当てが少なかったこと、さらに工事等の事業費がほぼ確定したことにより、今回減額をするものです。

○議長（塚田秀知君） 学校教育課長。

○学校教育課長（薄井健一君） 20ページ、9款教育費の奨学金運営費ということでご質問が

ございました。

これにつきましては、奨学金貸与者の確定による減額ということで、当初9名から4名ということで、そのほかふるさと納税寄附金の確定による増額ということになっております。

現状、奨学金の関係につきましては、先日、奨学金の運営委員会ということで開かせていただいまして、奨学金の貸与のほうにつきましては残念ながら申し込みがございませんでした。それから、菊池奨学金の給付のほうにつきましては高校生が7名、それから大学生が3名ということで確定をさせていただいております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 第1点目の障害者地域生活支援事業の利用状況、これは少なくなってきたということなんですけれども、こういう少なくなっている現状と事業者の活動等がどういふふうになっているのか、これが少し弱くなってきているのか、あるいは現状に合わないようなものになっているのかということを考えていうか、実情を見てそんな思いをするんですけれども、事業者等の活動状況はどういふふうになっているのか、1点伺います。

それから、2点目の道路交付金事業のほうですけれども、国の割り当てが少なくなっていると。何か事業のおくれとか、この割り当てが少なくなっちゃうという理由についてはどういふ状況になっているのか、再度伺います。

3点目の奨学金の運営状況なんですけれども、給付については当然多くなっているんだと思うんですけれども、貸与が全然なしということは、進学についての状況も鑑みなくちゃならないわけなんですけれども、国の方向性としては給付事業を拡大するということでしておりますけれども、当町におきまして給付と貸与とのこの両方とも拡大するようなほうに、申し込み者が多いようになればいいというふうに思いますけれども、この7人、3人という状況はこれまでの経過からして、あるいは今後そういう奨学金の運営事業を拡大する方向というよなこの7人、3人から見てどういふふうに検討されているのか、伺います。

○議長（塚田秀知君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 事業所の活動、日中一時支援の事業所の活動ということでございますが、日中一時支援に関しましては障害児、あるいは子供の分野では伸びてきているところですが、成人の、特に精神障害者の方の日中一時、それがやはり病状等の変化によりまして利用者が減っている部分がございます、トータルしまして予定よりも利用者の方が少ないということで減額をしております。

○議長（塚田秀知君） 建設課長。

○建設課長（穴山喜一郎君） 割り当てが少ない理由ですけれども、町としては要望はしておりますけれども、今年度町に割り当てがあったのが約65%ということで、これは県全体、国全体の傾向であります。

○議長（塚田秀知君） 学校教育課長。

○学校教育課長（薄井健一君） それでは、先ほど奨学金の貸与ということが今回ゼロということで結果は出ているわけなんですけれども、ご存じのとおり、日本学生支援機構で平成29年度給付の枠を新たに設けたり、いろいろ新聞報道とかされております。そういった影響もございまして、貸与に関してはなかなか希望者がいないと。

今後、貸与事業につきましては、貸与するに当たりましていろいろな要綱の中で那珂川町に在住をしていただければ、貸与のいろいろ要綱の中身に関して在住を基本にしたり、それから貸与ということで魅力ある貸与の中身にできるように検討を一応していきたいというふうには考えているところでございます。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 第1点目の件ですけれども、精神障害者の関係でなかなか外に出るということをちゅうちょしているという、そういう障害者が多くなってきているんじゃないかなということを感じています。それは、こういう事業の充て方、本来は町が責任を持ってやらなくちゃならないわけですけれども、ほとんど丸投げしているわけですよ。丸投げすることからして十分精神障害者への手当てと申しますか、利用ができるような町の主導性、事業者任せなら町の主導性というのが大いにとられなければならないというふうに思います。現在はそれがほとんどないんじゃないかというふうに感じています。ですから、精神障害者が外に出て活動できる、生活できるよう、閉じこもりにならないように十分町の主導性を発揮してもらいたいということを私は強く思っています。平成28年度、この利用状況から見ますと、そういう一年間、やっていなかったんじゃないかということも強く思いますので、最後にこの件では、この減っている状況についてどういうふうな検討をされているか伺います。

2点目は、76号線につきまして国の割り当てが65%ぐらいになっていると、全国的な傾向ということですが、76号線に関しては、それではこういう国の割り当てが低くなっている状況において完成見込み、進捗状況を鑑み完成見込みは平成28年度のこういう状況か

から見ましてどういうふうになっているのか、その検討状況について伺います。

それから、3点目なんですけれども、給付の拡大とともに貸与者数もふやしていく必要があると思います。国の方向性と相まって当町独自の奨学金制度を充実させる、平成28年度の決算の見込みに近いものでありましようから、この補正予算に沿っておおよそこの結論的なものも見込んでいるでしょうけれども、そういう拡大策について最後にその検討策を聞きまして質疑を終わります。

○議長（塚田秀知君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 日中一時支援事業に関しましてでございますが、精神障害者の方ということで限定を今させていただいておりますが、やはり疾病の特性からいまして、状況がいつも同じではないというところがあるかと思えます。

この利用に関しましては、あくまでもご本人とご家族の希望で利用されているということです、その事業所が自分に合っていないとなれば別なところを利用されるということになるかと思えますが、その辺は町の障害者自立支援協議会の相談支援部会というものがございまして、ケースに関しましてはそこでいろいろと検討をされ、その本人に合っているところはどこだろうかということで相談に乗ったりとかして、対応をしているところです。

当然、主治医の先生とも連携を図らなければいけませんので、本人だけの希望ということもありますが、それとあわせて状況を主治医と連携をとりながら、また支援をしている方々と連携をとりながら、どういったサービスが提供できるかということでケース会議等を開いて対応をしているところです。ですので、あくまで利用というのはご本人さんの希望もありますので、その辺はどのようにするかというのは相談に乗りながら実施してまいりたいと考えております。

○議長（塚田秀知君） 建設課長。

○建設課長（穴山喜一郎君） 町道76号線の進捗状況につきましては、全体で2,660メートルありますけれども、今年度までで1,530メートルほど完成いたしまして、残りが約1,200メートルということで、平成30年度完了に向けて今努力しているところです。

○議長（塚田秀知君） 学校教育課長。

○学校教育課長（薄井健一君） 今後は借りやすい制度となるように検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） ほかにありませんか。

3番、佐藤信親君。

○3番（佐藤信親君） 18ページ、5款の農林水産業費の農業委員会の補正の中に、18節備品購入費、これ当初幾らぐらい見ていて、何をかうのか、あとこの50万円というのは。それについてご説明いただきたい。ましてやこの備品なんていうのは当初にかうべきものであって、年度末にかうということは何か事情があるのかなど。その点についてお伺いしたい。

それと、教育費の図書館費、21ページ、図書館費の15節工事請負費180万円、きょう補正が経過したとしても180万円ですから当然入札をしなければいけないと、そういう時期を考えていけば本当にこの年度末までに、3月31日までに工事が完了する工事内容なのかどうか、その点についてお伺いしたいなと思います。

○議長（塚田秀知君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（大森新一君） 農業委員会のほうでは、今農地台帳のシステムがあるんですが、これが今度国のほうのシステムでフェーズ2といったインターネット上で管理するようなシステムになってきます。そのシステムの導入に伴いましてパソコンの購入が必要になったということで、当初はちょっとその辺まで想定はしていなかったんですが、各自治体のほうで用意しなくてはならないというようなことで今回予算のほうを計上させていただきました。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹沼公一君） 図書館管理運営費の工事請負費でございますけれども、中身としましてはブラインド交換、ベランダの張りかえ、あと一部雨どいの工事などでございます。完了を予定しております。

○議長（塚田秀知君） ほかにありませんか。

[発言する人なし]

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第19号 平成28年度那珂川町一般会計補正予算（第5号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号 平成28年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号 平成28年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号 平成28年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号 平成28年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第24、議案第24号 南那須地区広域行政事務組合規約の変更に

ついてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第24号 南那須地区広域行政事務組合格約の変更について提案理由の説明を申し上げます。

南那須地区広域行政事務組合では、共同処理する事務として広域行政圏計画の策定及び同計画に基づく事業の実施の連絡調整に関する事務を行ってきましたが、国の定める広域行政圏計画策定要綱が平成20年度をもって廃止されたことにより、それまで進めてきました南那須地区広域行政圏計画の基本構想の理念を継承しつつ、新たな南那須地区広域行政事務組合事業推進計画を平成25年から平成29年の5カ年計画として策定いたしました。

今般、平成19年度から10カ年計画として策定していた南那須地区広域行政圏計画が目標年度の平成28年度をもって終了となることから、今後広域行政圏計画ではなく南那須地区広域行政事務組合事業推進計画として進めていくこととなります。

つきましては、広域行政の共同する事務のうち、広域行政圏計画の策定及び同計画に基づく事業の実施の連絡調整に関する事務を規約から削除するものであります。

なお、一部事務組合の規約の変更については、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第24号 南那須地区広域行政事務組合格約の変更については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（塚田秀知君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時41分